

平成 27 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（福祉・年金WG関係）

- ① VII-3-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること P 1
- ② VIII-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること P 3
- ③ X-1-2 二国間等の国際協力を推進すること P10
- ④ XI-2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進を図ること P12
- ⑤ XII-1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること P14

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅶ-3-4))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること(施策目標Ⅶ-3-4)							担当 部局名	社会・援護局業務課	作成責任者名	業務課長 齋藤 恭一												
施策の概要	本施策は、旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管するとともに、恩給請求書の進達及び履歴証明を迅速かつ適切に行うために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 の重要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	309,855	424,353	365,854	348,121	360,110	-															
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	0															
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	0															
		合計(d=a+b+c)	309,855	424,353	365,854	348,121	360,110	0															
	執行額(千円、e)	272,264	349,364	326,057	-	-	-	-															
執行率(%, e/d)	87.9%	82.3%	89.1%	-	-	-	-																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び関連規程に基づき、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料を適切に整備保管するものである。 また、恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)により、恩給を請求する者は厚生労働省を経由して総務省人事・恩給局に恩給請求関係書類を提出することとされており、請求書類の經由庁として迅速かつ適切に処理を行うものである。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍功績調査表等約2400万件のうちデータベース化したものの割合	-	-	100%	平成27年度	40%	60%	80%	100%	/	/	* 戦後に旧陸海軍から引き継がれた資料は経年劣化による損傷が激しく、公文書等の管理に関する法律に基づき計画的に保管資料のデータベース化を図る必要があるため、当該指標を測定する。 * 平成23年度からの人事関係資料のデータベース化等資料整備計画に基づき、平成27年度100%を目標値とする。												
2 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	/	* 恩給給与細則に基づき、旧軍人遺族等恩給進達事務を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。												
3 旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	/	* 軍人軍属期間の年金通算や叙勲申請に伴う履歴証明を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。												
4 ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供があったが情報不足により特定できていない約8千件について調査したものの割合	-	-	100%	平成27年度	40%	60%	80%	100%	/	/	* 戦後70年目を迎え、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、ソ連抑留中死亡者等の照合調査に積極的に取り組む必要があるため、当該指標を測定する。 * 平成23年度以降入手した各種資料を活用しつつ、平成27年度100%を目標値とする。												
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					施策の進捗状況(実績)																		
					-	-	-	-	-	-													
					-	-	-	-	-	-													

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
-		-	-	-	-	-

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	318百万円: (281百万円)	302百万円	314百万円	1.4	<ul style="list-style-type: none"> 旧陸海軍人事関係等資料について、計画的に電子化による整備を行っている。 ロシア政府により未提供のシベリア抑留中死亡者関係資料を入手するとともに資料の整備を図る。入手した資料は、日本語に翻訳後データベース化し、日本側資料と照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等への提供資料の記載内容をお知らせする。 これら資料の整備については、一般競争入札を実施するなど、効率的かつ計画的にデータベース化を行うことにより、人事資料の適切な整備保管につながるものである。 	
(2) 旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	44百万円: (42百万円)	43百万円	43百万円	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省人事・恩給局に請求書類を進達するとともに、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行っている。 全ての恩給請求書を総務省が定める標準処理期間(1.5月)内に審査、推進するなど、迅速に処理を行うことにより、恩給請求書の適切な進達につながるものである。 	
(3) 戦没者叙勲等の進達等事業 (昭和38年度)	3百万円: (3百万円)	3百万円	3百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> 戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。 	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅷ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標Ⅷ-1-1)							担当部局名	障害保健福祉部企画課		作成責任者名	企画課長 川又 竹男											
施策の概要	本施策は、障害者の地域における生活を支援するために実施している。							政策体系上の位置づけ	基本施策Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	716,466,957	834,410,752	911,668,473	978,193,696	1,001,175,878	-		「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成22年12月10日	●利用者負担の見直し ・応能負担を法律上明確化 等 ●障害者の範囲の見直し ・発達障害が同法の対象となることを明確化 ●相談支援の充実 ・相談支援体制の強化 等 ●障害児支援の強化 ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実 等 ●地域における自立した生活のための支援の充実 ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービス(同行支援)の創設											
		補正予算(b)	3,807,889	1,600,000	16,215,379	9,262,502																	
		繰越し等(c)	▲ 4,469,094	▲ 4,871,465	▲ 18,847,746	集計中																	
		合計(d=a+b+c)	715,805,752	831,139,287	909,036,106	987,456,198	1,001,175,878																
	執行額(千円、e)		706,838,366	820,586,120	886,185,036	集計中				「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成24年6月27日	●障害者の範囲の見直し ・障害者の範囲に「難病等」を追加 ●障害者に対する支援の拡充 ・重度訪問介護の対象拡大 ・ケアホームとグループホームの一元化 等 ●サービス基盤の計画的整備 ・基本指針、障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化											
執行率(％、e/d)		98.7%	98.7%	97.5%	集計中																		
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>(施策の背景) 社会の中で持てる能力を發揮して暮らすことは、障害の有無を問わず誰にとっても大切なことである。障害保健福祉の考え方が「施設での保護」から「地域社会における共生の実現」へと変わり、施策面においても、障害者が地域で自立した生活を営むことができるように、地域移行の推進や就労支援に関する施策が図られている。</p> <p>(施策の枠組み) ○全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)」 ○同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画」(障害福祉計画)</p>							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○				○
24	25	26	27	28																			
○				○																			
測定指標(定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 (第4期障害福祉計画による)福祉施設入所者の地域生活への移行者数	集計中	平成25年度末	決定次第記載	平成29年度	-	-	3.7万人	-	-	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため、目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。 注:現在の最新値は、第3期障害福祉計画までの基準年度である平成17年度からの福祉施設から地域生活への移行者数。													
2 (第4期障害福祉計画による)入院1年以上の長期入院患者数	集計中	平成25年度末	決定次第記載	平成29年度	-	-	-	-	-	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため、目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。													
3 (第4期障害福祉計画による)グループホームの月間の利用者数	-	-	決定次第記載	平成29年度	8.2万人	9.1万人	10.0万人	決定次第記載	決定次第記載	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため、目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。													
4 (第4期障害福祉計画による)一般就労への年間移行者数	0.7万人	平成24年度	決定次第記載	平成29年度	-	-	1.0万人	-	-	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため、目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。													

5	(工賃向上計画による)就労継続支援B型等の平均工賃月額	-	-	決定次第記載	決定次第記載	-	-	15,773円	-	-	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。目標年度及び目標値については決定次第記載する。			
6	(第4期障害福祉計画による)就労移行支援の利用者数	-	-	決定次第記載	平成29年度	3.0万人	3.4万人	3.9万人	決定次第記載	決定次第記載	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。			
測定指標(定性的)		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
				目標年度		施策の進捗状況(実績)								
(参考)測定指標						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 障害保健福祉制度普及関係経費等 (平成20年度)	2.1億円 (1.5億円)	1.8億円	1.9億円	-	①障害保健福祉制度にかかる検討会等の実施 ②障害保健福祉制度にかかる広報、報告書、会議資料等の書類作成等 ③障害保健福祉制度の推進にかかる事務費等(監査指導、企画指導経費等) 障害保健福祉制度に係る検討会等の実施、制度の広報、監査指導等、行政活動の基盤となる行為を確実に実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を下支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいます。	
(2) 精神障害者社会復帰調査研究等 事業 (平成15年度)	0.6億円 (0.1億円)	0.8億円	0.5億円	-	①精神障害者に関する保健福祉等のサービス提供について、福祉分野に限らず保健医療分野とも連携した包括的なサービス提供体制の構築に資する調査・研修を実施する。 ②「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、「自殺総合対策大綱」に基づき、メディアを活用したPR等を行うことにより、地域における普及・啓発活動を実施する。 障害保健福祉制度に係る調査、普及・啓発を実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を下支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいます。	
(3) 障害支援区分管理事業 (平成18年度)	0.6億円 (0.6億円)	0.5億円	0.4億円	-	障害支援区分判定に係る市町村の支援(ヘルプデスクの設置)及び市町村が行った障害支援区分判定に係るデータの集約。 市町村が実施する障害支援区分認定調査の認定事務の円滑な運営を支援することにより、ひいてはサービスを利用する障害者の生活を支援するものである。また、全国の区分判定状況を客観化し、全国統一ルールによる判定業務の地域格差の是正及び適正化に繋げることで、サービス支給費全体の効率化に資するものである。	
(4) 自殺対策関係事業 (平成20年度)	0.07億円 (0.07億円)	0.07億円	0.04億円	-	自殺未遂者の再発の自殺を防ぐため、医師、看護師、保健師等を対象に入院中及び退院後の心理的ケアを中心とした研修を開催する。 適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、医師、看護師等救急医療従事者を対象とする自殺未遂者に対するケアの研修を行うことにより、自殺未遂者の再発の自殺企図を防止し、自殺者数の減少に資するものと見込んでいる。	
(5) 障害者自立支援給付 (平成18年度)	8,512.6億円 (8,153.4億円)	9,215.5億円	9,475.3億円	1,3,4,5,6	①介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。 ②療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 ※平成26年度から障害者医療費に移行 ③計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。 ④地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。 ⑤補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完または代替する用具(補装具)の購入又は修理に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービスを計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	
(6) 障害者医療費 (平成17年度)	2,119.6億円 (1,945.5億円)	2,203.7億円	2,347.6億円	-	①自立支援医療費(国庫負担率:1/2) 障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。 ②療養介護医療費(国庫負担率:1/2)(平成26年度予算より、障害者自立支援給付から障害者医療費へ移行) 障害者総合支援法に基づき、療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。	
(7) 地域生活支援事業 (平成18年度)	460.0億円 (460.0億円)	462.0億円	500億円	-	○「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者総合支援法の定める補助率上限(1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。 ○当該補助金は地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。 都道府県又は市町村の地域生活支援事業の実施を支援することにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる体制づくりに効果があると見込んでいる。	
(8) 不服審査会経費 (平成18年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	-	各都道府県において、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会を開催するための経費を補助する。 ・実施主体 都道府県 ・補助率 1/2 障害者等が市町村の行った介護給付費等に係る処分不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について審査を行うこととなるが、その運営経費を補助することにより、障害福祉サービスの適正な利用を確保する。	
(9) 給付費支払システム事業 (平成18年度)	23.6億円 (23.6億円)	26.6億円	4.4億円	-	国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決済業務(事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け)を行う。補助率 10/10 障害福祉サービス費等の請求・支払に関して全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化を図るものである。これによりグループホーム等の障害福祉サービスの利用者数の適切な把握等に資するものとする。	
(10) 工賃向上計画支援事業 (旧工賃倍増5カ年計画支援事業)	4.3億円 (4.2億円)	3.1億円	2.8億円	5	基本事業として①経営力育成・強化、②品質の向上、③事業所職員の人材育成のための研修等(補助率 1/2) 特別事業として①共同受注窓口の体制整備、②共同受注窓口による発注促進支援、③障害者の技術向上支援に係るモデル事業(補助率 定額(10/10)相当) 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所等に対する経営指導・技術指導等の支援や、様々な分野で活躍する専門家の技術指導による障害者のスキルアップを図るためのモデル事業を実施するほか、複数の事業所が共同して受注・情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備や、企業等と就労継続支援事業所等との受発注のマッチングを図ることにより、障害者の工賃向上を支援する体制整備を図ることを見込んでいる。	

(11) 障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	8.1億円 (8.1億円)	7.9億円	7.0億円	4	就業及びそれに伴う日常生活上または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。(補助率:1/2) ①就業支援 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動支援、事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言等 ②生活支援 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、住居、年金、余暇活動等地域生活、生活設計に関する助言等 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。															
(12) 障害児施設措置・給付 (昭和23年度)	671.0億円 (820.1億円)	897.3億円	1120.4億円	-	①障害児通所・入所給付費等 都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1/2を負担するもの。(補助率:1/2) ②障害児相談支援給付費 障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。(補助率:1/2) ※平成26年度から、障害児入所給付費等、障害児入所医療費等となる。 障害児通所・入所施設等において障害児に対する保護、訓練等を行うため、都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を補助することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。															
(13) 発達障害・重症心身障害児者地域 生活支援モデル事業 (平成26年度)	-	0.9億円 (0.7億円)	0.3億円	-	①発達障害児者支援開発事業 発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害がある者に対する予防・改善のための支援手法の開発等 ②重症児者支援体制整備モデル事業 重症児者支援センターにおけるコーディネーターの配置、重症児者を直接支援する医療・福祉・教育等機関との連携体制の構築、県内関係機関との連絡調整等 発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備し、地域生活支援の向上を図ることができると見込んでいる。															
(14) 児童福祉事業助成 (昭和37年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.4億円	0.4億円	-	①在宅心身障害児(者)及び保護者に対する相談、療育指導。 ②在宅心身障害児(者)の保護者、ボランティアを対象に、専門家による講義、実技指導等の療育研修。 ③在宅の障害児及びその家族に対し、医師等の療育担当者が宿泊をともし、基本動作の指導及び機能訓練等を実施等。 ・補助率:定額(10/10) 障害児(者)、保護者、及び施設職員等に対し、相談・療育指導、療育研修等を行うことにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。															
(15) 特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	1,492.2億円 (1,470.2億円)	1,512.1億円	1,567.8億円	-	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当給付費</td> <td>特別児童扶養手当受給者</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当等給付費負担金</td> <td>特別障害者手当等受給者</td> <td>国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4</td> </tr> <tr> <td>事務取扱交付金</td> <td>都道府県及び市町村</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当支給業務庁費</td> <td>システム維持・ 保守会社</td> <td>国10/10</td> </tr> </tbody> </table> 精神又は身体に障害を有する障害児者に対して特別児童扶養手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。	事業名	対象	補助率	特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10	特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4	事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10	特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・ 保守会社	国10/10
事業名	対象	補助率																		
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10																		
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4																		
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10																		
特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・ 保守会社	国10/10																		
(16) 視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	3.1億円 (3.1億円)	3.2億円	3.0億円	-	実施主体である団体(6団体)が行う視覚障害者用図書事業、盲人用具販売あつ事業、視覚障害者行政情報等提供事業等を行うのに要する費用に対し、委託費を交付している。 視覚障害者用図書事業等を実施することにより、視覚障害者用図書(点字図書、録音図書)の製作をデジタルデータ化するとともに、視覚障害者のニーズを踏まえた媒体(紙、CD等)で貸出を行うことなどにより、視覚障害者・児の知識、教養、学習等の向上を図り、自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。															
(17) 手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	1.5億円 (1.5億円)	1.5億円	1.6億円	-	実施主体である団体(3団体)が行う手話通訳技術向上等研修、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業に要する費用に対して委託費を交付している。 手話通訳者等の技術向上のための現任研修や手話通訳者等の指導者の養成や盲ろう者向けの通訳・介助者の養成研修を行うこと等により、コミュニケーションの支援を担う人材が増え、聴覚障害者及び盲ろう者の自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。															
(18) 障害者文化芸術活動振興 (平成13年度)	0.9億円 (0.9億円)	1.3億円 (1.3億円)	1.3億円	-	①障害者芸術・文化祭開催事業 全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。 ②障害者文化芸術活動支援事業 障害者の芸術活動について、様々な相談や展示、また権利関係に関する支援方法や支援のネットワークづくり、作品の発掘、発信等についてノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術活動の推進を図るため、モデル事業を行う。 障害者芸術・文化祭を開催することにより、障害者が芸術・文化祭への参加を通じて、障害者の生活を豊かにすることは、障害者の自立と社会参加の促進に資すると見込んでいる。															
(19) 高度情報通信福祉事業 (平成14年度)	1.6億円 (1.6億円)	1.6億円	1.6億円	-	実施主体である団体(3団体)が行う視覚障害者用図書情報ネットワーク事業、点字ニュース即時提供事業、パソコンボランティア指導者養成事業等に要する費用の補助を行う。 高度情報通信福祉事業を実施することにより、視覚障害者が自宅に居ながらにして、点字図書等の検索・貸出予約等が行える視覚障害者用図書情報ネットワークを運営することや、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上のため、パソコンの使用方法を教えることができるパソコンボランティアを指導する者の養成を行うこと等、障害者の情報バリアフリーや社会参加の推進に資すると見込んでいる。															

中央障害者社会参加推進センター (20) 運営事業 (平成29年度)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円	-	①地方センターが行う障害者の社会参加推進事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、当事者団体が構成される(社福)日本身体障害者団体連合会が設置する「中央障害者社会参加推進センター」(以下「中央センター」という。)に対して国庫補助(10/10)を行い、地方センターに対する助言指導・研修等の実施、全国での社会参加推進事業の実施状況の把握、障害者の社会参加の推進に資する情報の収集及び提供等を行う。 ②運営に関する基本的事項などを身体、知的及び精神の各障害者関係団体及び学識経験者等から構成される中央障害者社会参加推進協議会に諮って運営を行う。 「障害者相談員研修会」では、学識経験者や専門家等の講演、障害者相談者による事例発表を中心とした意見交換等を実施しており、当該研修会に参加することにより、相談員活動の充実強化が図られるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることができると見込んでいる。
国連・障害者の十年記念施設運営 (21)等 (平成13年度)	3.2億円 (3.1億円)	3.0億円 (2.9億円)	2.8億円	-	ビッグ・アイ共働機構に対して、国連・障害者の十年記念施設の運営及び障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した諸事業である ①災害支援ボランティアリーダー養成研修事業 ②障害関係福祉情報提供事業 ③障害者芸術・文化活動支援事業 ④国際交流事業 を実施するのに必要な委託費の交付及び大阪府に対する土地借料の支払い等にかかる経費。 国連・障害者の十年記念施設運営等を実施することにより、災害時において、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成すること、障害者への情報提供・相談事業等を行うこと、障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究や活動団体に対する専門家によるアドバイス等を行うこと、国内外の障害者団体間の交流、障害を克服して活躍している芸術家やスポーツ選手等との交流を行うこと等をもって、障害者の社会参加の促進を見込んでいる。
社会参加支援施設事務費 (昭和25年度)	15.8億円 (15.4億円)	16.5億円	15.4億円	-	①点字図書館(点字刊物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録音物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。 ②実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村 ③国庫負担率 6/10 点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費を国が負担することにより、視覚障害者が無料又は低額な料金で、点字刊物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録音物を利用できるようになることは、視覚障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。
精神障害者措置入院等 (昭和25年度等)	53.6億円 (53.6億円)	52.6億円	54.9億円	-	①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。 ②沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害者について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8/10を補助する制度。 精神障害者に対する適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う効果があると見込んでいる。 また、琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害者について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る効果があると見込んでいる。
精神障害者保健福祉対策 (平成29年度等)	31.6億円 (30.7億円)	24.0億円	18.5億円	2	緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、都道府県又は指定都市が行う精神科救急医療体制の整備に必要な費用を補助する。また、精神障害者の保健福祉の向上を図るため、自殺防止のための相談活動等事業や精神医療従事者等に対するこころの健康づくり等に関する研修事業に必要な補助・負担をする。(補助率:1/3~定額) 精神科救急医療体制の整備の推進により、精神疾患の症状悪化に対し迅速に適切な医療を提供することが可能となり入院期間が短縮されることで長期入院精神障害者の減少が見込まれる。
精神障害者地域移行・地域定着支援 事業 (平成20年度)	1.2億円 (1.2億円)	0.8億円	0.6億円	2	「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」取りまとめで提示された地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する。 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、長期入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を促進していく。
心神喪失者等医療観察法入院等 (平成17年度)	161.3億円 (151.9億円)	188.4億円	176.4億円	-	医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態が重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等 (平成17年度)	23.3億円 (15.5億円)	18.7億円	11.5億円	-	医療観察病棟建設予定の都道府県、特定独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、入院対象者移送費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態が重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の整備費および運営にかかる経費を国が負担することで、適切な医療を滞りなく提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。
心神喪失者等医療観察法人材養成 研修 (平成17年度)	0.7億円 (0.6億円)	0.3億円	0.5億円	-	①指定医療機関従事者研修 指定医療機関に従事予定の医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。 ②精神保健判定医等養成研修 精神保健判定医、精神保健参与員候補者、地域福祉職員となる予定の者への研修。 心神喪失等の状態が重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種との育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業 (平成21年度)	2.3億円 (1.9億円)	0.3億円	0.3億円	-	地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、 ①地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設整備 ②地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業) について、地域の共生に寄与する事業に必要な経費を10/10国が補助する。 心神喪失等の状態が重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関を整備する地域での地域共生社会の実現を図る総合的な取組みを進め、法対象者の社会復帰を促進していく。

(30)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	1.0億円 (1.0億円)	1.1億円	1.1億円	-	心身障害者扶養保険事業の事業運営に必要な経費を交付するものである。交付先:独立行政法人福祉医療機構 ・補助率:国10/10 独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養保険事業の保険料及び年金資産の総合管理を行うために必要な経費を交付することにより、当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うことができるものと見込んでいる。
(31)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 (平成15年度)	18.4億円 (18.4億円)	19.1億円	18.1億円	1	①重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営。 ②知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供。 ③障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修。 ④知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言。 ⑤附帯業務。 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモデル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等に対し、費用補助を行うことで、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると思込んでいる。
(32)	国立更生支援施設運営事業 (昭和23年度)	23.9億円 (22.3億円)	25.0億円	23.4億円	-	①総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言 指導等) ②リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等) ③リハビリテーション専門職員の人材養成(5学科の指導的人材養成及び23の研修会) ④リハビリテーションに関する情報の収集及び提供 ⑤リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等) ⑥障害福祉サービスの提供(障害者自立支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み) 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者に対する医療から職業訓練までの総合的なリハビリテーションを提供し、その成果を全国に発信・普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができる。
(33)	医療観察等実施費 (平成17年度)	1.1億円 (0.8億円)	0.9億円	0.9億円	-	各地方厚生局において、判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等に関することを実施。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。
(34)	特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	38.7億円 (34.2億円)	70.4億円	34.6億円	-	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図るため、国庫負担金を財源として、特別障害給付金の給付を行う。
(35)	精神保健福祉人材養成等研修事業 (平成22年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.3億円	0.1億円	-	①依存症回復施設職員に対する研修事業を実施する。 ②精神保健福祉センターで依存症者等への支援を行う者に対し、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムについての研修を実施する。 依存症回復施設職員の資質向上を図ることにより、依存症回復施設の依存症への対応力を一層強化することができる。 精神保健福祉センターで依存症者等への支援を行う者が認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等の手法を習得、精神保健福祉センターの対応力が強化されることで、障害者等の地域における支援体制の整備を図る。
(36)	依存症対策 (平成22年度)	0.01億円 (0億円)	0.01億円	0.01億円	-	依存症対策の関係者から構成される検討会を設け、先進的な取り組みを行う団体を採択するために、検討を行う経費。 適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、本事業の実施により、地域におけるアルコール・薬物を中心とした、より効果的な各種依存症対策を行うことができる。
(37)	障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	0.04億円 (0.04億円)	0.04億円	0.04億円	-	国において、各都道府県における障害者の虐待防止と権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施する。 各都道府県における障害者の虐待防止と権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施することにより、障害者等の生活の場、サービス利用や地域における支援体制の整備を図ることができると思込んでいる。
(38)	障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	2.0億円 (1.4億円)	1.5億円 (1.2億円)	1.0億円	-	①開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) ②開発された技術とモニター評価の手法や結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。 障害者自立支援機器等開発促進事業を実施することにより、障害当事者のニーズを適切に反映した支援機器の開発が行われ、障害者にとって使いやすい適切な価格の支援機器が数多く製品化されることで、障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。
(39)	障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	1.6億円 (1.6億円)	0.7億円	0.3億円	-	「障害者総合支援法」を踏まえ、障害者全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的に、指定課題を策定し、一般公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、最も成果が期待できる事業内容を計画した法人を採択する。 ①実施主体都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人 ②補助率定額10/10 指定課題で取り上げた課題に対し、「障害者総合支援法」を踏まえ、具体的な事例の検討や、地域における先進的・実践的な事例の収集を行い、課題の整理や分析、ガイドラインの作成及び研修用テキストの作成等により、障害施策全般の課題や、新たに生じる課題の解決を図るとともに、支援者の資質向上などにつなげ、地域における障害者の支援体制を整備する。
(40)	業務管理体制データ管理システム整備事業 (平成24年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.2億円	0.1億円	-	障害福祉サービス事業者においては、法令遵守の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備に関する事項の届出を義務づけている。業務管理体制の整備及び届出については、業務管理体制に係る指導監督者(国・都道府県・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行う。 本システムで業務管理体制に関する届出状況の管理や行政機関の間で当該情報の共有化を行うことにより、行政機関による適切な監督業務の実施が図られる。これによりグループホーム等の障害福祉サービスの利用者数の適切な把握等に資するものとする。
(41)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金 (平成24年度)	0.09億円 (0.07億円)	0.08億円	0.04億円	-	医療観察法に基づき入院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定入院医療機関)に委託して医療を実施しており、指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行い、医療観察法に基づく医療の向上を図っていくため、事業に必要な経費を10/10国が補助する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、医療観察法に基づく医療を実施している指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行うことで、医療観察法に基づく医療の向上を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。

(42) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 (平成24年度)	22.0億円 (33.2億円)	22.0億円	11.0億円	-	以下の要件を満たす市町村(指定都市、中核市及び特別区を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。(補助率:1/2) ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村 重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を図ることができることを見込んでいる。
(43) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備に必要な経費 (平成17年度)	-	1.0億円	-	-	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の施設の整備工事 ・補助率 10/10 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が運営する重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供する総合施設に対して、改築整備や防災対策等を実施することにより、老朽化に対する改修が可能となることで、知的障害者である入所者への支援の質の向上を図ることができる。
(44) 障害者優先調達推進法事業費 (平成25年度)	0.02億円 (0)	0.02億円	0.02億円	-	障害者優先調達推進法の検討規定に基づき、主に以下の事項について、課題の検討・整理を行う。 ① 障害者就労施設等の物品等の質の担保等に関する支援及び情報提供の在り方 ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達して公契約の落札者を決定する方式の導入 障害者就労施設等からの物品調達における体制の在り方について、3年以内に必要な措置を講じるための検討会等を開催することで、障害者就労施設等からのさらなる受注機会の増大を図ることができると見込んでいる。
(45) 心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4610百万円 (4610百万円)	4610百万円	4610百万円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象 : 心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率: 国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図られる。
(46) 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	3353百万円 (3251百万円)	3470百万円	3492百万円	-	次の事業の運営に要する経費を交付し、円滑な事業運営を確保することにより、障害者の福祉の増進に寄与している。 ① 民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備等に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ② 社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業(経営支援事業) ③ 社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④ 福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤ 社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務
(47) 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業 (平成27年度)	-	-	25百万円	-	施設・病院からの地域生活への移行支援、地域生活の継続支援といった様々な課題に対応し、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくため、先駆的・先進的に取り組もうとする市町村等に対して、サービス体制整備のためのモデル事業を実施する。 事業実施の効果検証や事業実施により得たノウハウを報告書として作成し、全国へフィードバックし、その普及啓発を図ることにより、障害児者の地域生活支援を推進する。
(48) 就労移行等連携調整事業 (平成27年度)	-	-	110.7百万円	-	特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者及び一般就労者について、適切なアセスメントを実施し、相談支援事業所や就労系福祉サービス事業所等の支援機関と連携して支援するためのコーディネートを行いつつ、以下の取組を実施する。 ① 短期間での一般就労への移行が困難な者に対する長期的な支援計画の作成 ② 就職希望のある就労継続支援事業等の利用者や事業所に対する一般就労に向けた働きかけ ③ 一般就労の継続が困難となった者に対する適切な福祉的就労の場への誘導 働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できる体制整備を行うことにより、地域においてあらゆる活動に参加出来る共生社会の実現に寄与することを見込んでいる。

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(XI-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進を図ること(施策目標XI-2-1)							担当部署名	大臣官房厚生科学課 医政局経済課 医政局研究開発振興課	作成責任者名	厚生科学課長 椎葉茂樹 経済課長 城 克文 研究開発振興課長 神ノ田 昌博																																																	
施策の概要	本施策は、研究評価体制及び医薬品等の研究開発を促進するための体制整備を実施している。							政策体系上の位置づけ	基本目標XI 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興を図ること 施策第目標2 研究を支援する体制を整備すること																																																			
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>53,459,596</td> <td>53,719,157</td> <td>53,127,584</td> <td>56,287,398</td> <td>58,652,448</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>240,975</td> <td>1,565,682</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>324,234</td> <td>325,723</td> <td>737,340</td> <td>138,262</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>54,024,805</td> <td>55,610,562</td> <td>53,864,924</td> <td>56,425,660</td> <td>58,652,448</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>53,241,888</td> <td>55,329,798</td> <td>51,515,964</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>98.6%</td> <td>99.5%</td> <td>95.6%</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	当初予算(a)	53,459,596	53,719,157	53,127,584	56,287,398	58,652,448		補正予算(b)	240,975	1,565,682	0	0	0		繰越し等(c)	324,234	325,723	737,340	138,262	0		合計(d=a+b+c)	54,024,805	55,610,562	53,864,924	56,425,660	58,652,448		執行額(千円、e)	53,241,888	55,329,798	51,515,964				執行率(%、e/d)	98.6%	99.5%	95.6%	0.0%			施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																						
当初予算(a)	53,459,596	53,719,157	53,127,584	56,287,398	58,652,448																																																							
補正予算(b)	240,975	1,565,682	0	0	0																																																							
繰越し等(c)	324,234	325,723	737,340	138,262	0																																																							
合計(d=a+b+c)	54,024,805	55,610,562	53,864,924	56,425,660	58,652,448																																																							
執行額(千円、e)	53,241,888	55,329,798	51,515,964																																																									
執行率(%、e/d)	98.6%	99.5%	95.6%	0.0%																																																								
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	厚生労働科学研究では、厚生労働行政の各分野の適切な施策立案のための科学的知見の収集・確率に関する研究を実施しているところである。特に、国際協力のための事業と密接な関係のある地球規模の保健課題、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築に取り組むとともに、食品の安全確保、労働者の安全と健康の確保、化学物質による健康被害対策、さらには地域における健康危機管理、テロ対策、水の安全確保、生活環境における安全対策等の国民の安全確保に必要な研究を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適正かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。 また、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月閣議決定)、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定(平成26年6月改訂))、「健康・医療戦略」(平成26年7月閣議決定)及び「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月健康・医療戦略推進本部決定)において、日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を世界に先駆けて開発することとされており、その実現に向けた体制整備を行うことが必要となっている。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>				24	25	26	27	28					○																																						
24	25	26	27	28																																																								
				○																																																								
測定指標(定量的)	基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																		
1 研究評価委員会の開催件数	1事業あたりの平均開催回数 前年度		前年度同程度 毎年度		2.4回 2.5回	2.5回 2.5回	2.5回 集計中	前年度同程度 前年度同程度	前年度同程度 前年度同程度	・研究評価には、研究開発課題の採択に関する「事前評価」、研究の進捗を評価する「中間評価」、研究が適切に行われたかを評価する「事後評価」がある。 ・各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、「中間評価」では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。 ・各研究事業の適切かつ効率的な実施を引き続き図るために、目標値を前年度同程度と設定した。																																																		
2 治験届出件数のうち医師主導治験の数	集計中 26年度		ー 平成27年度末 20件 平成32年度末 40件		ー 13	ー 集計中	ー 集計中	20 ー	ー ー	医師主導治験によって、革新的な医薬品・医療機器等の開発や、希少疾病・難病等の企業が手がつけづらい分野の治験を促進する。「医療分野の研究開発に関する総合戦略(報告書)」において、臨床研究中核病院及び早期・探索的臨床試験拠点における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。																																																		
3 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合	28.1% 26年度		前年度以上 毎年度		17.6% 23.4%	23.4% 28.1%	28.1%以上 集計中	前年度以上 前年度以上	前年度以上 前年度以上	国際共同治験への参加を増やすことにより、日本国内で治験を別に実施することなく薬事承認申請に必要なデータ取得が可能となるため、ドラッグラグ・デバイスラグの解消につながる。「医療分野の研究開発に関する総合戦略(報告書)」において、臨床研究中核病院及び早期・探索的臨床試験拠点における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。																																																		
4 医療機器の開発拠点となる医療機関で研修を行う者	ー 26年度		前年度以上 30年度		ー ー	ー 集計中	8人 集計中	前年度以上 前年度以上	前年度以上 前年度以上	医療機器の研究開発の経験が豊富な医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受け入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす開発を推進する。参考としたスタンフォードのバイオデザインの受講生は8名であるため、同等の人材育成を目標としたが、各医療機関にて研修を実施したのべ人数が8名を超えたことから、前年度以上と設定した。																																																		

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標年度	目標年度	施策の進捗状況(実績)					
-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年度行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 研究評価推進事業費 (平成14年度)	53百万円	53百万円	60百万円	1	各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施すること等により、厚生労働科学研究費補助金の各研究事業が適切かつ効果的に実施に資するもの。			
(2) 厚生労働科学研究費補助金 (昭和26年度)	44,036百 万円	31,097百 万円	7,183百万 円	-	国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。なお、研究課題の採択は、原則として公募で行い、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施に資するもの。			
(3) 医療研究開発推進事業費補助金 (平成27年度)	0百万円	0百万円	47,358百 万円	2,3,4	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。 これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。			
(4) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金 (平成17年度)	6,897百万 円 (6,897百 万円)	7,543百万円	4,051百万円	-	研究開発型の独立行政法人として、国の政策課題の解決に向けて組織的に研究開発に取り組むこととしており、より有効で安全な医薬品、医療機器の開発を支援し、公衆衛生の向上及び増進を図る法人として、 ①医薬品等の基礎的技術研究 ②難病・疾患資源研究 ③医薬品等の研究開発振興 ④国民の健康の保持増進に関する調査研究及び国民の栄養その他食生活に関する調査研究 ⑤健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の集計、特別用途食品の許可・承認に必要な試験及び収去された食品の試験などの事業を行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の運営に必要な経費を交付する。 これにより、民間企業、大学等における新たな医薬品・医療機器の開発や国民保健の向上を目指した研究開発の支援に資するもの。			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(X-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること(施策目標X-1-2)							担当部局名	大臣官房国際課 職業能力開発局海外協力課		作成責任者名	大臣官房国際課長 井内雅明 職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長 山田 敏充																																																												
施策の概要	本施策は開発途上国の人材育成事業に対して協力する為に実施している。							政策体系上の位置づけ	基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと																																																															
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>834,949</td> <td>801,284</td> <td>743,998</td> <td>667,822</td> <td>653,100</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>834,919</td> <td>801,284</td> <td>743,998</td> <td>667,822</td> <td>653,100</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>776,130</td> <td>787,746</td> <td>721,544</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>93.0%</td> <td>98.3%</td> <td>97.0%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>							区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度要求額	当初予算(a)	834,949	801,284	743,998	667,822	653,100	-	-	補正予算(b)	-30	0	0	0	0	-	-	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	-	-	合計(d=a+b+c)	834,919	801,284	743,998	667,822	653,100	-	-	執行額(千円、e)	776,130	787,746	721,544	-	-	-	-	執行率(%、e/d)	93.0%	98.3%	97.0%	-	-	-	-	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度要求額																																																																	
当初予算(a)	834,949	801,284	743,998	667,822	653,100	-	-																																																																	
補正予算(b)	-30	0	0	0	0	-	-																																																																	
繰越し等(c)	0	0	0	0	0	-	-																																																																	
合計(d=a+b+c)	834,919	801,284	743,998	667,822	653,100	-	-																																																																	
執行額(千円、e)	776,130	787,746	721,544	-	-	-	-																																																																	
執行率(%、e/d)	93.0%	98.3%	97.0%	-	-	-	-																																																																	
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【開発途上国福祉専門家養成等事業】 ○ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化することを目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。 ○水供給分野での国際協力を推進することを目的として、開発途上国への水道分野の協力方針を検討している。また、開発途上国の水道プロジェクト計画作成を指導している。</p> <p>【技能評価システム移転促進事業】 我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転し、日本型の技能評価制度を実態的に定着させ、最終的には国家検定への移行及びアジアの標準を目指すとともに、対象国における技能労働者の社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【アジア太平洋地域人材養成協力事業】 ASEAN、APEC等、アジアにおける国際的な枠組みを活用して当該地域の人材養成分野の協力を実施することにより、開発途上国の職業能力開発分野の底上げを図るとともに、各国の自立的な取組を促進し、貧困削減・持続的成長(人づくり)に資することを目的とする。</p> <p>【外国人留学生受入事業】 国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国より留学生を受入れ、職業訓練指導員の養成を行うことにより、当該国の人づくりに貢献する。</p> <p>【アジア開発途上国雇用労働支援事業費】 労働組合等により、労働者を組織化することで労働者保護が確保されていない自営・零細事業場で働く労働者、女性などの脆弱な者に対する支援を進める試みが始まっている。この取り組みは、公的なサポートが行き届かない開発途上国において、即効性のある草の根による互助的な取り組みである。しかし、開発途上国の労使団体には十分なノウハウがなく、自立的な事業展開が困難となっている。 このため、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などの組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うことで、自立的な組織活動を確立する。</p> <p>【技能実習制度推進事業】 実践的な技術・技能等の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする技能実習制度の適正かつ円滑な推進のため、技能実習生受入れ企業・団体に対する指導・支援、技能実習生からの相談等を行う。</p> <p>【開発途上国における在職訓練指導員の能力向上事業】 国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国から在職職業指導員を受け入れ、職業訓練指導員に対する能力向上研修を行うことにより、当該国の人づくりに貢献する。</p>							政策評価実施予定時期(評価予定表)				<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○																																														
24	25	26	27	28																																																																				
				○																																																																				
測定指標(定量的)	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																															
1 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合】 アンケート評価の平均値(会合参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする評価)	-	4.0以上/5点中	毎年度	24年度 4.0以上/5点中	25年度 4.0以上/5点中	26年度 4.0以上/5点中	27年度 4.0以上/5点中	28年度 4.0以上/5点中	保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化することを目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催することから、当該会合が参加国にとって有効であり質の高さが重要であるので、会合のアンケートで「会合が有効だった」と評価する割合を指標とする。 テーマに関して、参加国によっては優先課題として位置づいていなかったり、テーマに沿った人材が参加していないことも考えられることから、妥当な数値として80%(4.0/5点中)以上を達成することにより有効であったと評価することとする。 ・ハイレベル会合結果概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaiyomu/asean/asean/kokusai																																																															
2 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合】 会合の提言に基づき取組みを開始した国の割合	-	100%(10カ国中10カ国)	毎年度	24年度 100%	25年度 100%	26年度 100%	27年度 100%	28年度 100%	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、会合において議論した内容を提言としてまとめ、各国への取組みを推進している。会合の成果を各国の政策や施策へ反映させることが期待されていることから、提言に基づき取組みを開始した国の割合を指標とし、参加国すべての国において取組みが行われることを目標とする。 また、近年ASEAN諸国における少子高齢化や格差拡大など社会的弱者を取り巻く状況が変わりつつあり、ニーズに合わせたよりよい社会保障制度構築を目指すため継続的に事業を実施する必要がある。																																																															
3 【技能実習制度推進事業】 (平成25年度までの指標) 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 (平成26年度からの指標) 3年間の技能実習を終了できなかった実習生の割合	-	-	-	24年度 80%以上	25年度 85%以上	26年度 -	27年度 -	28年度 -	技能実習制度は、より実践的な技術・技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、当初の計画に従った実習を終了し、無事に本国に帰国することが重要である。このため、何らかの理由で3年間の技能実習を終えることができなかった人数を減らすことが技能実習制度の適正化に資するものであるため、これを測定指標として設定した。 平成25年度までの目標値は、「本人の病気・ケガ」等の理由による帰国者数を除外して計算をしていたが、平成26年度以降はこれらの人数も含めた目標値に設定し直すことで、制度の適正化を徹底するためにより厳格な目標設定とした。なお、目標値については過去の実績を踏まえて設定した。																																																															

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
4 技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数(実績/達成目標件数)			(10,671件 /9,450件)	(8,592件 /8,300件)	(集計中 /7,000件)	(- /6,500件)	-	巡回指導は法令違反の是正を図ることを目的としており、件数自体が増加することが必ずしも望ましいものではないが、技能実習生受入れ企業・団体への指導に係る活動実績を把握するための一つの指標である。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 開発途上国福祉専門家養成等事業(平成15年度)	45百万円 (44百万円)	41百万円	43百万円	1, 2	①ASEAN諸国から保健、福祉及び雇用の分野での緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するために、第12回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催(平成26年10月予定)して、多くの有益な保健・福祉・雇用政策に関する各国の知見を共有することにより、当該分野での日本とASEAN諸国との協力関係の発展に寄与し、人材育成に貢献する。 ②日本の水道事業者や厚生労働省が持つノウハウを活用して、開発途上国への水道分野の協力量針を検討する。また、開発途上国が作成する水道プロジェクト計画に対して、水道分野に関する課題の具体的な解決方法を提示して、より熟度の高い計画となるよう助言・指導を実施する。これにより、水道分野での日本の知見や技術を提供して国際協力を促進し、開発途上国との連携の強化に貢献する。			
(2) 技能評価システム移転促進事業(平成14年度)	143百万円 (136百万円)	122百万円	110百万円	-	開発途上国の業界団体等の技能評価担当者に対して職種ごとに、我が国の技能検定について基準・問題作成等を担当する者への研修及び試験・採点等を担当する者への研修を行う。さらに、当該研修修業者が現地で中心となり、トライアル検定を自らの手で実施することを支援することにより、技能検定の実施に係る実務的ノウハウの効果的な移転を図る。我が国の技能評価システムのノウハウの開発途上国への移転を図ることで、開発途上国の効果的かつ効率的な人材育成に資する。			
(3) アジア太平洋地域人材養成協力事業(平成8年度)	76百万円 (73百万円)	62百万円	55百万円	-	① ASEAN事業: ASEAN事務局と連携し、ASEAN統合に向けた職業能力開発分野での官民に対する研修を実施するとともに、ASEAN諸国に対する我が国の職業能力評価基準の提供及び技術会合を通じた職業能力評価基準の作成協力等を実施する。 ② APEC事業: APEC域内開発途上国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して、基礎的な技術、技能を修得させるための技能研修事業を実施する。 上記によりASEAN、APEC等の枠組みを生かしつつ、協力対象国の能力開発システムの構築・改善、被援助国の卒業促進、官民協力の促進等を図る。			
(4) アジア開発途上国雇用労働支援事業費(平成23年度)	44百万円 (44百万円)	42百万円	48百万円	-	国際的な労使団体の持つネットワークを活用して、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練などへの活動支援を行う。 国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を実施することで、開発途上国の労使団体の自主的な組織活動の確立に貢献する。			
(5) 技能実習制度推進事業(平成5年度)	371百万円 (370百万円)	337百万円	370百万円	2, 4	①監理団体・実習実施機関に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語電話相談のためのホットラインの設置等の実施 巡回指導においては、法令違反等の是正を図ることとしており、また、母国語電話相談では、実習生が日頃感じている疑問や悩み、不満を母国語で解決している。こうした取り組みにより、技能実習生の労働環境の改善等が図られ、技能実習生が安心して技能実習を受けることが可能になり、3年間の技能実習期間を終えることができなかった技能実習生の割合を低下させることに効果があると見込んでいる。 ②技能実習計画の適正な審査、実習実施機関の技能実習指導員に対する講習会 技能実習計画の適正な審査、講習会の実施による実習実施機関の技能実習指導員の育成により、技能実習生の適正な技能修得の促進が可能になることから、3年間の技能実習期間を終えることができなかった技能実習生の割合を低下させることに効果があると見込んでいる。 ③地方関係行政機関との連絡協議会等の実施 地方関係行政機関との連絡協議会を開催することは、技能実習制度の問題点を把握することにつながり、適正な制度の運用に寄与することで、3年間の技能実習期間を終えることができなかった技能実習生の割合を低下させることに効果があると見込んでいる。			
(6) 開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業(平成25年度)	21百万円 (11百万円)	43百万円	27百万円	-	開発途上国における現職の職業訓練指導員を受け入れ、3か月の日本語教育、専門的訓練施設において1年間、高度で専門的な技能、指導技法、キャリア・コンサルティング技法等、職業訓練指導員としての能力向上を図る研修を実施し、研修生が母国で他の職業訓練指導員を指導するなど、当該国において中核的な役割を果たすことのできる高度で専門的な技能及び知識等を修得させる。 職業訓練体制を充実させようとする開発途上国から在職職業訓練指導員を受け入れ、職業訓練指導員に対する能力向上研修を行うことによって開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するための人づくりに貢献する。			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(XII-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること(施策目標XII-1-2)</p>							<p>担当 部局名</p>	<p>政策統括官付情報政策担当参事官 室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(情報政策担当) 鯨井 佳則</p>											
<p>施策の概要</p>	<p>社会保障分野における社会保障・税番号制度の円滑な導入を行い、 ・個人に関する記録の確実性の向上 ・申請時等における添付書類の省略による国民の利便性の向上 ・行政における確認事務等の効率性の向上 ・異なる制度間における給付調整の確実性の向上 などの実現を図る。</p>							<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標XII 国民生活の利便性の向上に関わるITを推進すること 施策大目標1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること</p>													
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>											
	<p>当初予算(a)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>35,099,051</p>	<p>34,261,926</p>	<p>-</p>		<p>「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)</p>	<p>平成26年6月24日</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2014」 3. 公的部門改革の推進 社会保障・税番号制度の円滑な導入及びその活用拡大、さらにはデータの利活用に向けて取り組む。</p>											
	<p>補正予算(b)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		<p>日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p>	<p>-</p>	<p>「日本再興戦略改訂2014」 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)③ 016年1月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、2017年1月を目途とされている情報提供等記録開示システム(いわゆる「マイ・ポータル」)の整備に向けた取組を加速する。</p>											
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>											
	<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>35,099,051</p>	<p>34,261,926</p>	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>											
<p>執行額(千円、e)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>													
<p>執行率(%、e/d)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>													
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>・行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、社会保障・税番号制度の導入準備を進めている。 ・社会保障・税番号制度は、悉皆性・唯一無二性のある個人番号の付番、個人番号を利用した異なる行政機関間の情報連携、本人確認のための個人番号カードの発行等からなる仕組みであり、平成28年1月から個人番号の利用開始、平成29年1月から国の行政機関間での情報連携の開始、同年7月から地方自治体等を含む情報連携の開始を予定している。</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>				24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																		
				○																		
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <p>24年度 25年度 26年度 27年度 28年度</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>												
<p>1 医療保険者中間サーバ開発費の総額に対する予算執行率</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>100%</p>	<p>平成28年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>50%</p>	<p>70%</p>	<p>100%</p>	<p>社会保障・税番号制度のインフラの一つである「情報提供ネットワークシステム」を利用した、行政機関間の情報連携において、各行政機関が当該情報連携の対象となる個人情報の副本を格納する環境及び、医療保険者が情報連携を行うための運用支援を行う環境を整備するためのソフトウェアを開発する必要があることから測定指標として設定した。平成28年度までの複数年契約の予定となっており、入札手続きにより、適切かつ効率的な開発に取り組んでいく。 また、医療保険の現場の意見もききつつ、実務に応じた使い勝手の良さを備え、事務の効率化や給付の公平性を実現するために効果的なソフトウェアを開発する。</p>												
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>												
<p>2 医療保険者中間サーバ開発の進捗率</p>	<p>開発完了 (保険者の実務を踏まえた効率的なシステムの開発)</p>			<p>平成28年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>設計・開発</p>	<p>設計・開発 発・テスト</p>	<p>テスト</p>	<p>社会保障・税番号制度のインフラの一つである「情報提供ネットワークシステム」を利用した、行政機関間の情報連携において、各行政機関が当該情報連携の対象となる個人情報の副本を格納する環境及び、医療保険者が情報連携を行うための運用支援を行う環境を整備するためのソフトウェアを開発する必要があることから測定指標として設定した。平成28年度までの複数年契約の予定となっており、入札手続きにより、適切かつ効率的な開発に取り組んでいく。 また、医療保険の現場の意見もききつつ、実務に応じた使い勝手の良さを備え、事務の効率化や給付の公平性を実現するために効果的なソフトウェアを開発する。</p>												
<p>(参考)測定指標</p>					<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>-</p>												
<p>達成手段 (開始年度)</p>	<p>補正後予算額(執行額) 25年度 26年度</p>	<p>27年度 当初 予算額</p>	<p>関連する 指標番号</p>	<p>達成手段の概要等</p>					<p>平成27年行政事業レビュー事業番号</p>													
<p>(1) 社会保障・税番号活用推進事業</p>	<p>-</p>	<p>35,099,051 千円</p>	<p>34,261,926 千円</p>	<p>1、2</p>	<p>・社会保障・税番号制度のインフラの一つである「情報提供ネットワークシステム」を利用した、行政機関間の情報連携において、各行政機関が当該情報連携の対象となる個人情報の副本を格納する環境及び、医療保険者が情報連携を行うための運用支援を行う環境を整備するためのソフトウェアを開発する。これについては、各医療保険者(※)ごとに設計・開発することも可能であるが、効率性の向上及び経費節減の観点から、厚生労働省で一括開発を行う。 ※ 健康保険組合(約1400)、国民健康保険組合(約160)、後期高齢者医療広域連合(47)、全国健康保険協会 ・医療保険者等が円滑に番号制度を導入するための「医療保険者向け番号制度導入の手引き」の作成、更新、周知等、その他医療保険者向けの広報、調査等を実施し、政府スケジュールに則して制度準備を実施。 ・地方公共団体における介護保険、生活保護、児童福祉、障害福祉、健康管理、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の各種システムの改修費用及び各医療保険者等の既存システム改修費用を補助することにより、制度導入を支援。 ※地方公共団体の中間サーバについては、総務省で一括開発を行う。</p>					<p>-</p>												